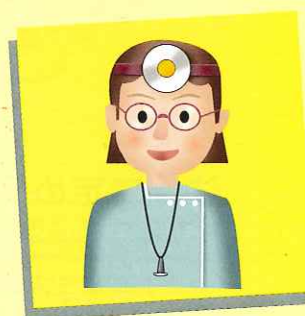


中小企業退職金共済制度

中退共制度 あらまし



退職金は国の制度で



独立行政法人 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
ちゅうたいきょう
略称：中退共

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp>

〒105-8077 東京都港区芝公園1-7-6 退職金機構ビル
TEL:03-3436-0151(代表) FAX:03-3436-0400

中退共制度とは

中小企業の退職金を国がサポートします

中小企業退職金共済制度（略称：中退共制度）は、昭和34年に国の中小企業対策の一環として制定された「中小企業退職金共済法」に基き設けられた制度です。

中小・零細企業において単独では退職金制度をもつことが困難である実情を考慮して、中小企業者の相互扶助の精神と国の援助で退職金制度を確立し、これによって中小企業の従業員の福祉の増進と雇用の安定を図り、ひいては中小企業の振興と発展に寄与することを目的としています。

この制度の運営については、中小企業退職金共済法に基き設立された独立行政法人勤労者退職金共済機構（機構）中小企業退職金共済事業本部（中退共）が当たっています。

企業の魅力づくり、仕事への意欲づくりに

退職金制度の重要性

意欲、生産性の向上に

退職金制度を設けることにより、従業員は企業への信頼感を高めます。長く勤めればまとまった退職金を受け取れることが、従業員の仕事への意欲をいっそう向上させ、その結果、企業の活力と生産性の向上をもたらします。

退職後の安定に

長い間勤め上げて、晴れて定年を迎えて退職した従業員も、老後を過ごしていかなければなりません。老後の生活安定や第2の人生を有意義に過ごす資金として、退職金はなくてはならないものです。

人材の安定確保に

優秀な人材を確保することは、企業にとって重要なことです。退職金制度は優秀な従業員の定着を促し、長く勤務してもらう動機にもなります。従業員のためだけでなく、企業のためにも整備しておきたい制度のひとつといえます。

法律で定められている

「賃金の支払の確保等に関する法律」（賃確法）では、事業主は退職金の原資を保全する措置を講ずるよう努めなければならないとされています。事業主は、中退共制度に加入することにより、退職手当の保全措置を講じていることになります。

制度化で信頼関係を

企業が退職金規程等を定め、制度化することは、従業員にとって退職金が約束されたこととなり、企業と従業員の信頼関係が深まります。また、退職金を確実に従業員へ支給するためには、原資を外部に積み立てるなどして退職金を確保することは、企業にとって重要であるといえます。

制度のしくみ

法律で定められた社外積立型の退職金制度です

申込 事業主が雇用する従業員を対象に、機構・中退共と「退職金共済契約」を結びます

- 「新規申込書」を金融機関または委託事業主団体に提出します。
- 「契約成立日」は、提出先の受付日となります。
- 従業員ごとの「退職金共済手帳（1人につき、3枚綴り）」を後日、送付します。



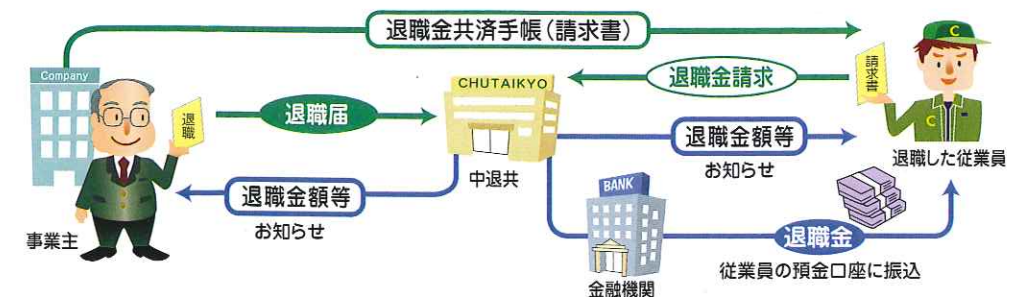
掛金 毎月の掛金は全額事業主負担とし、金融機関に納付します

- 毎月の掛金（加入従業員の総額）は、事業主が指定した金融機関の預金口座から、毎月18日（当日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日）に振り替えますので、その前日までに預金口座にご用意ください。
- 掛金は、従業員ごとの「契約成立日」の属する月分から「退職日」の属する月分までを納付します。
- 加入従業員ごとの「納付状況」「退職金試算額」を年1回、事業主にお知らせします。



退職 退職した従業員の請求に基づき、機構・中退共から退職金が直接支払われます

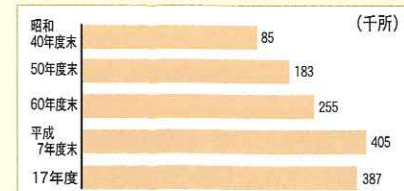
- 機構・中退共は、事業主からの「退職届」により退職した従業員の掛金振替を中止します。
- 従業員の「退職日」は、事業主と従業員の雇用契約が終了する日です。
- 事業主は、退職した従業員に「退職金共済手帳（請求書）」を渡します。
- 退職した従業員は、「請求書」を機構・中退共に送付します。
- 機構・中退共は、「請求書」に基づいて退職した従業員の預金口座に退職金を振り込みます。
- 「退職金額」等を、事業主および従業員に、振り込み前にお知らせします。



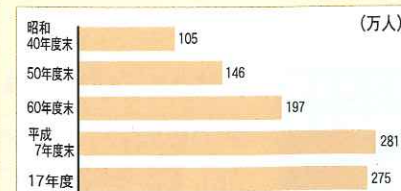
安全、確実、有利な中退共制度への加入者数は、275万人です。

平成17年10月末現在

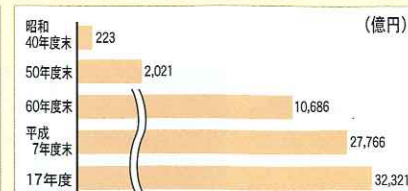
■ 加入している企業数・・・386,637所



■ 加入している従業員数・・・2,746,664人



■ 運用資産・・・3,232,073百万円



制度の特色

国の制度なので掛金は安全に管理運用されます

有利な国の掛金助成

詳しくは 5 ページ

新しく中退共制度に加入する事業主および掛金月額を増額する事業主に掛金の一部を国が助成します。

掛金は非課税

掛金（過去勤務掛金を含む）は法人企業の場合は損金、個人企業の場合は必要経費として全額非課税となります。

（注）資本金または出資金が1億円を超える法人の法人事業税には、平成16年4月1日以降に開始する事業年度分から、外形標準課税が導入されますので、ご注意ください。

パートタイマーの特典

詳しくは 5 ページ

パートタイマー（短時間労働者）の方には、一般の従業員より低い特例掛金月額も用意しています。また、新規加入助成に上乘せがあります。

簡単な管理

従業員ごとの納付状況や現在の退職金額を事業主にお知らせしますので退職金の管理が簡単です。

掛金月額の選択

詳しくは 5・13 ページ

掛金月額は、従業員ごとに16種類から選択できます。また、掛金月額は加入後いつでも変更できます。

掛金の一括納付（前納）

詳しくは 13 ページ

掛金は12か月分を限度として、一括納付（前納）できます。

通算制度でまとまった退職金

詳しくは 6 ページ

加入前の勤務期間（過去勤務期間）の通算制度と転職した場合の通算制度があります。

退職金は直接従業員へ

詳しくは 7・8 ページ

退職金は、機構・中退共から直接、退職した従業員の預金口座に振り込みます。また、支払方法は退職時60歳以上であれば、一時金払いのほか分割払いも選択できます。

適格退職年金（適年）制度からの移行先です

確定給付企業年金法の施行に伴い、適格退職年金制度は、平成24年3月31日までに他の制度に移行するなどの対応が必要となり、「中退共制度」はその移行先となっています。移行に関してはパンフレット「適格退職年金制度からの移行ご案内」をご覧ください。

パンフレットのご請求は、中退共本部または各相談コーナーにお願いします。

ご請求先は裏表紙に

自治体による掛金補助

詳しくは 9・10 ページ

国からの助成のほかに、独自に補助制度を実施している自治体があります。

福利厚生に利用できる提携サービス

詳しくは ホームページに

加入企業の特典として機構・中退共と提携しているホテル、旅行パック、レンタカー、通信講座、レジャー施設等を、割引料金で利用することができます。

加入条件

加入条件は業種により異なります

加入できる企業（共済契約者）

加入できる企業は、業種によって異なります。常用従業員数または資本金・出資金のいずれかが次の範囲内であれば加入できます。ただし、個人企業の場合は、常用従業員数によります。

一般業種（製造・建設業等）	卸売業	サービス業	小売業
常用従業員数 300人以下 または 資本金・出資金 3億円以下	常用従業員数 100人以下 または 資本金・出資金 1億円以下	常用従業員数 100人以下 または 資本金・出資金 5千万円以下	常用従業員数 50人以下 または 資本金・出資金 5千万円以下

常用従業員には、1週間の所定労働時間が同じ企業に雇用される通常の従業員とおおむね同等である者であって、①雇用期間の定めのない者、②雇用期間が2か月を超えて雇用される者を含みます。

●加入後、従業員の増加等により、中小企業者でなくなった場合、一定の要件を備えていれば、確定給付企業年金制度または特定退職金共済制度に退職金相当額を引き継ぐことができます。

加入させる従業員（被共済者）

従業員は原則として全員加入させてください。

従業員とは、事業主との間に雇用関係があり、かつ、賃金の支払を受けている者をいいます。

ただし、次のような従業員は、加入させなくてもよいことになっています。

- ① 期間を定めて雇われている者
- ② 試みの雇用期間中の者
- ③ 休職期間中の者
- ④ 定年などで短期間に退職することが明らかな者

注

- ① 個人企業の事業主、その配偶者および同一生計の家族従業員は加入できません。ただし、家族従業員で、その就労の実態が他の従業員と同様であるなど事業主との間に雇用関係があれば加入できます。
- ② 法人企業の役員は加入できません。ただし、役員であっても、部長・支店長等従業員として賃金の支払を受けている場合は加入できます。
- ③ 当機構が運営している「特定業種（建設業、清酒製造業、林業）退職金共済制度」（参考を参照）との企業の重複加入はできますが、同一の従業員の重複加入はできません。

※社会福祉施設職員等退職手当共済法では、社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している従業員は、中退共制度と重複して加入できないこととされています。

加入の申込先は・・・金融機関・・・銀行／信用金庫／信用組合／労働金庫／商工中金

事業主団体・・・労働保険事務組合／中小企業団体中央会／商工会議所／商工会／青色申告会／委託契約を結んでいるところ 労働基準協会／全国乗用自動車連合会／社会保険労務士会／青年会議所／中小企業勤労者福祉サービスセンター／日本税理士協同組合連合会 等

関係行政機関は・・・厚生労働省労働基準局勤労者生活部勤労者生活課／都道府県労働福祉主管課／都道府県労働局

協力会社は・・・生命保険会社

参考

当機構には、一般の従業員を対象にした中退共制度のほかに、建設業、清酒製造業、林業で働く期間を定めて雇用される従業員を対象にした退職金制度として、3つの特定業種退職金共済制度があります。これらの制度については、それぞれのパンフレットをご覧ください。パンフレットのご請求は下記の当機構のそれぞれの本部へお願いします。

建設業退職金共済事業本部・・・TEL:03-5400-4316 http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/

清酒製造業退職金共済事業本部・・・TEL:03-5400-4350 http://www.seitaikyo.taisyokukin.go.jp/

林業退職金共済事業本部・・・TEL:03-5400-4334 http://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp/

小規模企業の個人事業主または会社等の役員の方を対象にした退職金制度として、小規模企業共済制度があります。この制度については、当機構とは別の独立行政法人中小企業基盤整備機構へお問い合わせください。

独立行政法人 中小企業基盤整備機構・・・TEL:03-3433-7171 http://www.smrj.go.jp/

掛金月額を選択

年齢、経験、勤続年数などに応じて選択できます

掛金月額は、次の種類から従業員ごとに選択できます。

掛金月額			
5,000円	6,000円	7,000円	8,000円
9,000円	10,000円	12,000円	14,000円
16,000円	18,000円	20,000円	22,000円
24,000円	26,000円	28,000円	30,000円

短時間労働者に限り認められる特例掛金月額		
2,000円	3,000円	4,000円

※短時間労働者とは、いわゆるパートタイマー等、1週間の所定労働時間が、同じ企業に雇用される通常の従業員よりも短く、かつ30時間未満である従業員をいいます。

- 掛金月額は変更できます。(13ページ参照)
 - ◎増額変更…いつでも変更できます。
 - ◎減額変更…次のどちらかの場合、変更できます。
 - ① 減額することを従業員が同意した場合
 - ② 減額事由を厚生労働大臣が認めた場合
- 掛金は全額事業主が負担します。いかなる場合でも従業員に負担させることはできません。
- 短時間労働者※(パートタイマー等)は通常の従業員より低い掛金月額も選択できます。

注 短時間労働者を加入させる場合、申込時に短時間労働者であることの証明書(雇用保険被保険者証、雇入通知書、労働契約書のいずれかのコピー)が必要です。添付がないと、特例掛金月額での申込や特例掛金月額への変更は認められません。

掛金月額の助成

国の助成により、事業主の負担を軽減します

助成期間中は、掛金月額から助成額を控除した額(掛金納付額)を納付していただきます。

新規加入助成

(注) 適格退職年金制度からの移行、及び社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している事業主は、助成の対象になりません。

新しく中退共制度に加入する事業主に対して、加入後4か月目から1年間、国が助成します。助成期間中は、加入している従業員の掛金月額の1/2(従業員ごと上限5,000円)を助成します。また、短時間労働者の特例掛金月額には、下表のとおり掛金月額の1/2に上乗せして助成します。



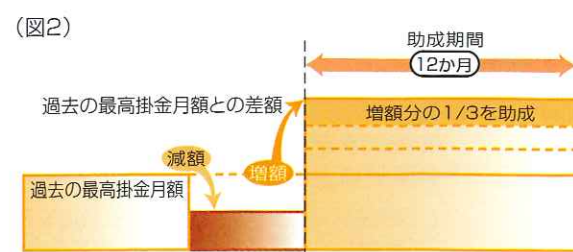
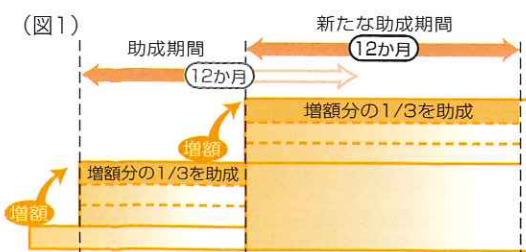
短時間労働者の特例掛金月額の助成		
特例掛金月額	助成額	(掛金額の1/2 + 上乗せ)
2,000円	1,300円	(1,000円 + 300円)
3,000円	1,900円	(1,500円 + 400円)
4,000円	2,500円	(2,000円 + 500円)

月額変更助成

(注) 20,000円以上の掛金月額からの増額は、助成の対象になりません。

掛金月額を増額変更する事業主に対して、増額する月から1年間、国が助成します。

18,000円以下の掛金月額を増額変更する場合は、増額分(増額前※と増額後の掛金月額の差額)の1/3を国が助成します。ただし、過去に20,000円以上の掛金月額を納付したことがある場合は、助成の対象になりません。なお、月額変更助成期間中に再度、増額変更する場合には、前の「月額変更助成」は中止され、新しい「月額変更助成」が対象となります。(図1) ※増額前の掛金月額とは、過去に納付した最も高かった掛金月額です。(図2)



新規加入助成期間中に増額変更する場合は、「新規加入助成」と「月額変更助成」の両方が対象になります。

通算制度

制度の利用でまとまった退職金を受け取ることができます

過去勤務期間の通算

(注) 適格退職年金制度から移行する従業員は過去勤務期間の通算ができません。

新しく中退共制度に加入する企業に限り、従業員の勤務期間に応じた退職金が支給できるように、加入前の勤務期間分についても掛金を納付することができる通算制度があります。

- 過去勤務期間** 企業での採用日から中退共制度の「契約成立日」の前日までの継続して雇用された期間(休職期間等は除く)が対象です。1年単位(端数月切り捨て)で10年を限度とします。
- 過去勤務通算月額** 新規契約申込時の「掛金月額」と同額以下で、前ページの掛金月額の中から従業員ごとに選択できます。短時間労働者(パートタイマー等)に限り、特例掛金月額も選択できます。(注) 契約成立後「過去勤務通算月額」は、変更することはできません。

過去勤務期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
納付期間	12か月	24か月	36か月	48か月	60か月	60か月	60か月	60か月	60か月	60か月

$$\text{過去勤務掛金月額} = \text{過去勤務通算月額} \times \text{過去勤務期間に応じた下表の掛金率}$$

(注) 「過去勤務掛金月額」に対する掛金助成はありません。また、「過去勤務掛金月額」は納付終了時まで変更されません。

過去勤務期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
掛金率※	1.01	1.02	1.03	1.04	1.05	1.27	1.49	1.71	1.93	2.16

掛金率は上記の率に厚生労働大臣の定めるその年度の率を加えたものです。

※掛金率は法令の改正や運用収入の状況等により変更されます。

例 掛金月額6,000円で加入した従業員の加入前の勤務期間が3年11か月の場合

- 過去勤務期間は3年となります。
- 過去勤務通算月額は6,000円から5,000円になります。
- 納付期間は36か月(3年)となります。(厚生労働大臣の定める率を0とした場合)
- 過去勤務掛金月額は6,000円を選択した場合、6,180円【6,000円×掛金率1.03】となります。
- 納付期間内の毎月の納付額は、申込時の掛金月額と過去勤務掛金月額を合わせた額となります。

注 納付期間終了前に退職した場合、過去勤務期間の通算はされません。しかし、過去勤務掛金の納付額相当を退職金としてお支払いします。

転職した場合の通算

退職金は一般にその企業限りのものですが、従業員の転職時にすでに積み立てられた退職金を引き継ぐことが可能な通算制度があります。

中退共制度に加入している企業へ転職

「中退共制度加入企業」から他の「中退共制度加入企業」に転職した従業員が前の企業での退職金を請求せずに新しい企業で加入した場合、次の要件を満たしていれば、前の企業での掛金納付実績をそのまま新しい企業の契約に通算することができます。

- 要** ●掛金が12か月以上納付されていること(注)
件 ●前の企業を退職してから2年以内に申し出ること

(注) 前の企業を退職した理由が、会社都合や本人の疾病などにより引き続きその業務に従事できない場合は、掛金納付月数が12か月未満であっても通算できます。この場合、その退職の事由について厚生労働大臣の認定が必要となります。

中退共制度と特退共制度※1間の移動

同一企業内で職種変更等に伴って中退共制度と特退共制度間を移動した場合、通算することができます。また、「中退共制度加入企業」と「特退共制度加入企業」間を転職した従業員が前の企業での退職金を請求せずに新しい企業で加入した場合、次の要件を満たしていれば、移動前の制度における掛金納付月数を通算できます。

- 要** ●前の企業を退職してから2年以内に申し出ること
件 ●退職した事由を厚生労働大臣が認定したとき

※1 特退共制度とは、当機構が運営している特定業種退職金共済制度を指しています。4ページの参考をご覧ください。

中退共制度に加入している企業と特退金制度※2に加入している企業間の転職

「中退共制度加入企業」と「特退金制度加入企業」間を転職した従業員が前の企業での退職金を請求せずに新しい企業で加入した場合、次の要件を満たしていれば、機構・中退共と特退金団体との間で、退職金相当額の引渡しおよび受入れを行なうことができます。

- 要** ●機構・中退共と特退金団体との間に退職金引渡契約を結んでいること
件 ●前の企業を退職してから2年以内に申し出ること

※2 特退金制度とは、商工会議所、商工会などの団体が運営している特定退職金共済制度を指しています。

退職金額

退職金の額は法律で定められています

退職金は基本退職金と付加退職金の2本建てで、両方を合算したものが受けとる退職金額となります。

退職金

=

基本退職金

+

付加退職金

掛金月額と納付月数に応じて自動的に定められている金額で、制度全体として予定運用利回りを1.0%として設計し定められた金額です。

(注) 予定運用利回りは、法令の改正により変わることがあります。

運用利回りが予定運用利回りを上回った場合、これを基本退職金に上積みするもので、運用収入の状況等に応じて定められる金額です。具体的には、掛金納付月数の43か月目とその後12か月ごとの基本退職金相当額に、厚生労働大臣が定めるその年度の支給率を乗じて得た額を、退職時まで累計した総額です。

掛金納付月数が1年未満の場合は、退職金は支給されません。1年以上2年未満の場合は掛金相当額を下回る額になります。2年から3年6か月では掛金相当額となります。(これらは長期加入者の退職金を手厚くするためです。)

3年7か月(43か月)から掛金相当額を上回る額になります。

基本退職金額表

本表は基本退職金のみで、付加退職金を含んでおりません。

掛金月額 納付年数 1月~11月	(2,000円)	(3,000円)	(4,000円)	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円
1	7,200	10,800	14,400	18,000	21,600	25,200	28,800	32,400	36,000
2	48,000	72,000	96,000	120,000	144,000	168,000	192,000	216,000	240,000
3	72,000	108,000	144,000	180,000	216,000	252,000	288,000	324,000	360,000
4	96,340	144,510	192,680	240,850	289,020	337,190	385,360	433,530	481,700
5	121,640	182,460	243,280	304,100	364,920	425,740	486,560	547,380	608,200
6	147,420	221,130	294,840	368,550	442,260	515,970	589,680	663,390	737,100
7	173,520	260,280	347,040	433,800	520,560	607,320	694,080	780,840	867,600
8	199,900	299,850	399,800	499,750	599,700	699,650	799,600	899,550	999,500
9	226,460	339,690	452,920	566,150	679,380	792,610	905,840	1,019,070	1,132,300
10	253,120	379,680	506,240	632,800	759,360	885,920	1,012,480	1,139,040	1,265,600
11	279,820	419,730	559,640	699,550	839,460	979,370	1,119,280	1,259,190	1,399,100
12	306,900	460,350	613,800	767,250	920,700	1,074,150	1,227,600	1,381,050	1,534,500
13	334,360	501,540	668,720	835,900	1,003,080	1,170,260	1,337,440	1,504,620	1,671,800
14	362,120	543,180	724,240	905,300	1,086,360	1,267,420	1,448,480	1,629,540	1,810,600
15	390,000	585,000	780,000	975,000	1,170,000	1,365,000	1,560,000	1,755,000	1,950,000
16	417,960	626,940	835,920	1,044,900	1,253,880	1,462,860	1,671,840	1,880,820	2,089,800
17	446,340	669,510	892,680	1,115,850	1,339,020	1,562,190	1,785,360	2,008,530	2,231,700
18	475,020	712,530	950,040	1,187,550	1,425,060	1,662,570	1,900,080	2,137,590	2,375,100
19	504,000	756,000	1,008,000	1,260,000	1,512,000	1,764,000	2,016,000	2,268,000	2,520,000
20	533,320	799,980	1,066,640	1,333,300	1,599,960	1,866,620	2,133,280	2,399,940	2,666,600
21	562,920	844,380	1,125,840	1,407,300	1,688,760	1,970,220	2,251,680	2,533,140	2,814,600
22	592,800	889,200	1,185,600	1,482,000	1,778,400	2,074,800	2,371,200	2,667,600	2,964,000
23	622,960	934,440	1,245,920	1,557,400	1,868,880	2,180,360	2,491,840	2,803,320	3,114,800
24	653,400	980,100	1,306,800	1,633,500	1,960,200	2,286,900	2,613,600	2,940,300	3,267,000
25	684,160	1,026,240	1,368,320	1,710,400	2,052,480	2,394,560	2,736,640	3,078,720	3,420,800
26	715,220	1,072,830	1,430,440	1,788,050	2,145,660	2,503,270	2,860,880	3,218,490	3,576,100
27	746,580	1,119,870	1,493,160	1,866,450	2,239,740	2,613,030	2,986,320	3,359,610	3,732,900
28	778,280	1,167,420	1,556,560	1,945,700	2,334,840	2,723,980	3,113,120	3,502,260	3,891,400
29	810,300	1,215,450	1,620,600	2,025,750	2,430,900	2,836,050	3,241,200	3,646,350	4,051,500
30	842,620	1,263,930	1,685,240	2,106,550	2,527,860	2,949,170	3,370,480	3,791,790	4,213,100
31	875,280	1,312,920	1,750,560	2,188,200	2,625,840	3,063,480	3,501,120	3,938,760	4,376,400
32	908,260	1,362,390	1,816,520	2,270,650	2,724,780	3,178,910	3,633,040	4,087,170	4,541,300
33	941,540	1,412,310	1,883,080	2,353,850	2,824,620	3,295,390	3,766,160	4,236,930	4,707,700
34	975,200	1,462,800	1,950,400	2,438,000	2,925,600	3,413,200	3,900,800	4,388,400	4,876,000
35	1,009,160	1,513,740	2,018,320	2,522,900	3,027,480	3,532,060	4,036,640	4,541,220	5,045,800
36	1,043,420	1,565,130	2,086,840	2,608,550	3,130,260	3,651,970	4,173,680	4,695,390	5,217,100
37	1,078,040	1,617,060	2,156,080	2,695,100	3,234,120	3,773,140	4,312,160	4,851,180	5,390,200
38	1,112,940	1,669,410	2,225,880	2,782,350	3,338,820	3,895,290	4,451,760	5,008,230	5,564,700
39	1,148,120	1,722,180	2,296,240	2,870,300	3,444,360	4,018,420	4,592,480	5,166,540	5,740,600
40	1,183,580	1,775,370	2,367,160	2,958,950	3,550,740	4,142,530	4,734,320	5,326,110	5,917,900
41	1,219,340	1,829,010	2,438,680	3,048,350	3,658,020	4,267,690	4,877,360	5,487,030	6,096,700
42	1,255,400	1,883,100	2,510,800	3,138,500	3,766,200	4,393,900	5,021,600	5,649,300	6,277,000
43	1,291,740	1,937,610	2,583,480	3,229,350	3,875,220	4,521,090	5,166,960	5,812,830	6,458,700
44	1,328,360	1,992,540	2,656,720	3,320,900	3,985,080	4,649,260	5,313,440	5,977,620	6,641,800
45	1,365,260	2,047,890	2,730,520	3,413,150	4,095,780	4,778,410	5,461,040	6,143,670	6,826,300

【注】()内の掛金月額は、短時間労働者(パートタイマー等)に限り認められる特例掛金月額です。

退職金の支払方法

退職金は退職した従業員の預金口座に振り込みます

退職金の支払方法は、退職時に「一時金払い(一括払い)」で支払います。

なお、退職日に60歳以上で下表の条件を満たせば、支払期間を5年間または10年間で支払う「全額分割払い」、「一部分割払い(併用払い)」を選択することもできます。

退職日年齢	支払期間	全額分割払い	一部分割払い(併用払い)		支払回数	分割支給率(注)
			退職金額	一時金払対象額		
60歳以上	5年間	退職金額(分割払対象額) 80万円以上	100万円以上	20万円以上 分割払対象額 80万円以上	20回	51.0/1,000 + 厚生労働大臣が定める率 (年1.0%の利息相当)
	10年間	退職金額(分割払対象額) 150万円以上	170万円以上	20万円以上 分割払対象額 150万円以上	40回	26.0/1,000 + 厚生労働大臣が定める率 (年1.0%の利息相当)

(注) 分割支給率は、法令の改正や運用収入の状況等により変更されます。

- 分割支払方法は、年4回(2月・5月・8月・11月)払いです。
- 分割支払額は、1回あたり 分割払対象額 × 分割支給率 です。(初回に設定された額は、支払完了まで変更されません。)

● 退職金の受給権者は、退職した従業員です。従業員が死亡によって退職した場合は、その遺族が受給権者となります。

● 事業主が、従業員に代わって退職金を受け取ることはできません。

● 中退共制度から支払う退職金は税法上、一時金払いの場合は退職所得として、また、分割払いの場合は公的年金等控除の対象となる雑所得として取り扱われます。

平成14年11月1日から適用。なお、基本退職金額表は、法令の改正により変わることがあります。

(単位:円)

金月額 納付年数 1月~11月	12,000円	14,000円	16,000円	18,000円	20,000円	22,000円	24,000円	26,000円	28,000円	30,000円
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	43,200	50,400	57,600	64,800	72,000	79,200	86,400	93,600	100,800	108,000
2	288,000	336,000	384,000	432,000	480,000	528,000	576,000	624,000	672,000	720,000
3	432,000	504,000	576,000	648,000	720,000	792,000	864,000	936,000	1,008,000	1,080,000
4	578,040	674,380	770,720	867,060	963,400	1,059,740	1,156,080	1,252,420	1,348,760	1,445,100
5	729,840	851,480	973,120	1,094,760	1,216,400	1,338,040	1,459,680	1,581,320	1,702,960	1,824,600
6	884,520	1,031,940	1,179,360	1,326,780	1,474,200	1,621,620	1,769,040	1,916,460	2,063,880	2,211,300
7	1,041,120	1,214,640	1,388,160	1,561,680	1,735,200	1,908,720	2,082,240	2,255,760	2,429,280	2,602,800
8	1,199,400	1,399,300	1,599,200	1,799,100	1,999,000	2,198,900	2,398,800	2,598,700	2,798,600	2,998,500
9	1,358,760	1,585,220	1,811,680	2,038,140	2,264,600	2,491,060	2,717,520	2,943,980	3,170,440	3,396,900
10	1,518,720	1,771,840	2,024,960	2,278,080	2,531,200	2,784,320	3,037,440	3,290,560	3,543,680	3,796,800
11	1,678,920	1,958,740	2,238,560	2,518,380	2,798,200	3,078,020	3,357,840	3,637,660	3,917,480	4,197,300
12	1,841,400	2,148,300	2,455,200	2,762,100	3,069,000	3,375,900	3,682,800	3,989,700	4,296,600	4,603,500
13	2,006,160	2,340,520	2,674,880	3,009,240	3,343,600	3,677,960	4,012,320	4,346,680	4,681,040	5,015,400
14	2,172,720	2,534,840	2,896,960	3,259,080	3,621,200	3,983,320	4,345,440	4,707,560	5,069,680	5,431,800
15	2,340,000	2,730,000	3,120,000	3,510,000	3,900,000	4,290,000	4,680,000	5,070,000	5,460,000	5,850,000
16	2,507,760	2,925,720	3,343,680	3,761,640	4,179,600	4,597,560	5,015,520	5,433,480	5,851,440	6,269,400
17	2,678,040	3,124,380	3,570,720	4,017,060	4,463,400	4,909,740	5,356,080	5,802,420	6,248,760	6,695,100
18	2,850,120	3,325,140	3,800,160	4,275,180	4,750,200	5,225,220	5,700,240	6,175,260	6,650,280	7,125,300
19	3,024,000	3,528,000	4,032,000	4,536,000	5,040,000	5,544,000	6,048,000	6,552,000	7,056,000	7,560,000
20	3,199,920	3,733,240	4,266,560	4,799,880	5,333,200	5,866,520	6,399,840	6,933,160	7,466,480	7,999,800
21	3,377,520	3,940,440	4,503,360	5,066,280	5,629,200	6,192,120	6,755,040	7,317,960	7,880,880	8,443,800
22	3,556,800	4,149,600	4,742,400	5,335,200	5,928,000	6,520,800	7,113,600	7,706,400	8,299,200	8,892,000
23	3,737,760	4,360,720	4,983,680	5,606,640	6,229,600	6,852,560	7,475,520	8,098,480	8,721,440	9,344,400
24	3,920,400	4,573,800	5,227,200	5,880,600	6,534,000	7,187,400	7,840,800	8,494,200	9,147,600	9,801,000
25	4,104,960	4,789,120	5,473,280	6,157,440	6,841,600	7,525,760	8,209,920	8,894,080	9,578,240	10,262,400
26	4,291,320	5,006,540	5,721,760	6,436,980	7,152,200	7,867,420	8,582,640	9,297,860	10,013,080	10,728,300
27	4,479,480	5,226,060	5,972,640	6,719,220	7,465,800	8,212,380	8,958,960	9,705,540	10,452,120	11,198,700
28	4,669,680	5,447,960	6,226,240	7,004,520	7,782,800	8,561,080	9,339,360	10,117,640	10,895,920	11,674,200
29	4,861,800	5,672,100	6,482,400	7,292,700	8,103,000	8,913,300	9,723,600	10,533,900	11,344,200	12,154,500
30	5,055,720	5,898,340	6,740,960	7,583,580	8,426,200	9,268,820	10,111,440	10,954,060	11,796,680	12,639,300
31	5,251,680	6,126,960	7,002,240	7,877,520	8,752,800	9,628,080	10,503,360	11,378,640	12,253,920	13,129,200
32	5,449,560	6,357,820	7,266,080	8,174,340	9,082,600	9,990,860	10,899,120	11,807,380	12,715,640	13,623,900
33	5,649,240	6,590,780	7,532,320	8,473,860	9,415,400	10,356,940	11,298,480	12,240,020	13,181,560	14,123,100
34	5,851,200	6,826,400	7,801,600	8,776,800	9,752,000	10,727,200	11,702,400	12,677,600	13,652,800	14,628,000
35	6,054,960	7,064,120	8,073,280	9,082,440	10,091,600	11,100,760	12,109,920	13,119,080	14,128,240	15,137,400
36	6,260,520	7,303,940	8,347,360	9,390,780	10,434,200	11,477,620	12,521,040	13,564,460	14,607,880	15,651,300
37	6,468,240	7,546,280	8,624,320	9,702,360	10,780,400	11,858,440	12,936,480	14,014,520	15,092,560	16,170,600
38	6,677,640	7,790,580	8,903,520	10,016,460	11,129,400	12,242,340	13,355,280	14,468,220	15,581,160	16,694,100
39	6,888,720	8,036,840	9,184,960	10,333,080	11,481,200	12,629,320	13,777,440	14,925,560	16,073,680	17,221,800
40	7,101,480	8,285,060	9,468,640	10,652,220	11,835,800	13,019,380	14,202,960	15,386,540	16,570,120	17,753,700
41	7,316,040	8,535,380	9,754,720	10,974,060	12,193,400	13,412,740	14,632,080	15,851,420	17,070,760	18,290,100
42	7,532,400	8,787,800	10,043,200	11,298,600	12,554,000	13,809,400	15,064,800	16,320,200	17,575,600	18,831,000
43	7,750,440	9,042,180	10,333,920	11,625,660	12,917,400	14,209,140	15,500,880	16,792,620	18,084,360	19,376,100
44	7,970,160	9,298,520	10,626,880	11,955,240	13,283,600	14,611,960	15,940,320	17,268,680	18,597,040	19,925,400
45	8,191,560	9,556,820	10,922,080	12,287,340	13,652,600	15,017,860	16,383,120	17,748,380	19,113,640	20,478,900

自治体による掛金補助制度

自治体もサポートしています

中退共制度に加入する企業は、次の自治体からも独自の補助が受けられます。
補助金の内容はそれぞれの自治体で異なります。

平成17年11月現在 332件
1道／3県／215市／2区／94町／17村
(注)※印は共済会・互助会等が取り扱っています。



山口県(24)

下関市 宇部市 山口市 萩市
防府市 下松市 岩国市 光市
長門市 柳井市 美祢市
周南市 山陽小野田市
和木町 由宇町 玖珂町 周東町
錦町 平生町 田布施町
美東町 秋芳町 阿東町 阿武町

長崎県(2)

佐世保市
奈留町(五島市)(まき網漁業事業主のみ)

熊本県(1)

熊本市

宮崎県(10)

宮崎県
宮崎市 都城市 延岡市 小林市
西都市
高千穂町 日之影町 五ヶ瀬町
清武町

鹿児島県(2)

鹿児島市 名瀬市

沖縄県(4)

那覇市 宜野湾市 浦添市 沖縄市

滋賀県(10)

大津市 彦根市 長浜市
近江八幡市 草津市
守山市 栗東市 野洲市
東近江市
安曇川町(高島市)

京都府(1)

美山町

大阪府(11)

泉南市 岸和田市 泉大津市
貝塚市 阪南市 枚方市 泉佐野市
和泉市 箕面市 高石市
忠岡町

兵庫県(3)

加西市 ※西脇市
丹波市

奈良県(1)

下北山村(林業事業主のみ)

和歌山県(1)

清水町(林業事業主のみ)

愛媛県(3)

今治市 新居浜市 西条市

岐阜県(9)

瑞浪市 美濃加茂市
土岐市 山県市(林業事業主のみ)
郡上市 下呂市(林業事業主のみ)
白川町 笠原町
東白川村

静岡県(12)

※静岡市 ※浜松市 ※磐田市
※焼津市 ※富士市 ※藤枝市
※御殿場市 ※裾野市
※富士宮市 ※芝川町 ※長泉町
※小山町

愛知県(18)

一宮市 瀬戸市 春日井市 豊川市
碧南市 刈谷市 蒲郡市 犬山市
常滑市 江南市 小牧市 稲沢市
新城市 東海市 尾張旭市
岩倉市 高浜市
東郷町

三重県(3)

松阪市 鈴鹿市 名張市

山梨県(1)

甲府市

長野県(50)

長野市 松本市 上田市 飯田市
諏訪市 須坂市 小諸市 伊那市
駒ヶ根市 中野市 飯山市 茅野市
塩尻市 佐久市 千曲市 東御市
小海町 軽井沢町 御代田町
立科町 丸子町 真田町 下諏訪町
高遠町 辰野町 箕輪町 阿南町
南木曽町 波田町 坂城町
小布施町 山ノ内町 木曽町
飯綱町 信州新町 佐久穂町
宮田村 南箕輪村 中川村 長谷村
下條村 泰阜村 木祖村 麻績村
山形村 朝日村 高山村 木島平村
野沢温泉村 栄村

東京都(14)

荒川区 葛飾区
八王子市 ※武蔵野市 三鷹市
青梅市 府中市 調布市 町田市
西東京市 ※小金井市 ※日野市
※国分寺市 ※多摩市

神奈川県(24)

平塚市 鎌倉市 小田原市
相模原市 秦野市 三浦市 厚木市
大和市 伊勢原市 海老名市
座間市 南足柄市 綾瀬市
寒川町 大磯町 二宮町 中井町
大井町 松田町 箱根町 湯河原町
愛川町 城山町 開成町

新潟県(2)

村上市
山北町

富山県(11)

富山市 高岡市 魚津市
氷見市 滑川市 砺波市
小矢部市 射水市
上市町 立山町 入善町

石川県(4)

小松市 輪島市 加賀市 白山市

福井県(10)

福井市 敦賀市 小浜市 大野市
越前市
三国町 丸岡町 春江町 美浜町
越前町

埼玉県(16)

川越市 熊谷市 秩父市 所沢市
加須市 春日部市 狭山市 本庄市
深谷市 蕨市 鳩ヶ谷市 志木市
八潮市 富士見市 三郷市
ふじみ野市

千葉県(19)

市川市 木更津市 松戸市 野田市
市川市 成田市 東金市 習志野市
柏市 市原市 流山市 八千代市
我孫子市 鎌ヶ谷市 君津市
富津市 浦安市 袖ヶ浦市 白井市

北海道(17)

北海道(パートタイム労働者契約事業主のみ)
根室市 士別市 名寄市
枝幸町 共和町 士幌町 音更町
広尾町 大樹町 池田町
留辺蘂町 滝上町 剣淵町
風連町 美深町
忠類村

岩手県(14)

釜石市 一関市 大船渡市 水沢市
花巻市 北上市 久慈市 遠野市
陸前高田市 江刺市
紫波町 矢巾町 前沢町 一戸町

秋田県(1)

井川町

山形県(1)

中山町

福島県(1)

福島県(林業事業主のみ)

茨城県(5)

水戸市 土浦市 水海道市
牛久市
総和町(古河市)

栃木県(8)

宇都宮市 足利市 佐野市 小山市
那須塩原市
栗野町 足尾町 那須町

群馬県(19)

群馬県(林業事業主のみ)
前橋市 高崎市 伊勢崎市 太田市
沼田市 富岡市 藤岡市 渋川市
安中市
群馬町 伊香保町 吉井町
中之条町 長野原町 玉村町
笠懸町 大泉町 邑楽町

掛金月額決め方

掛金月額をどう決めるかが中退共制度を活用するポイントです

賃金や役職を基準にして掛金月額を決める方法、定年や勤続年数等を基準にして退職金額を決め、掛金月額を逆算する方法が考えられます。

賃金を基準にした方法

例 賃金の5%程度を掛金月額とした場合

賃 金	掛金月額
16万円未満	8,000円
16～20万円未満	10,000円
20～24万円未満	12,000円
24～28万円未満	14,000円
28～32万円未満	16,000円
32～36万円未満	18,000円
36～40万円未満	20,000円
40万円以上	22,000円

勤続年数を基準にした方法

例 勤続35年で退職金1,000万円とした場合

勤 続 年 数	掛金月額
2年未満	5,000円
2～5年未満	8,000円
5～10年未満	12,000円
10～15年未満	18,000円
15～20年未満	24,000円
20年以上	30,000円

役職を基準にした方法

例 役職により掛金月額を決める場合

役 職	掛金月額
一 般 社 員	5,000円
主 任	8,000円
係 長	12,000円
課 長 補 佐	18,000円
課 長	24,000円
部 長	30,000円

定額方法

例 勤続35年で退職金1,000万円とした場合
掛金月額は20,000円となります。

退職金額の
決め方は…



を基準にする
のが一般的!

モデル退職金

東京都における一時金のモデルです

勤続年数	高 校 卒 (18歳入社時)		高 専・短大卒 (20歳入社時)		大 学 卒 (22歳入社時)	
	年齢	平均退職金	年齢	平均退職金	年齢	平均退職金
5年	23歳	328,000円	25歳	395,000円	27歳	448,000円
10年	28歳	923,000円	30歳	1,061,000円	32歳	1,255,000円
15年	33歳	1,841,000円	35歳	2,113,000円	37歳	2,419,000円
20年	38歳	3,204,000円	40歳	3,531,000円	42歳	4,091,000円
25年	43歳	4,714,000円	45歳	5,427,000円	47歳	6,224,000円
30年	48歳	6,602,000円	50歳	7,407,000円	52歳	8,510,000円
	55歳	10,185,000円	55歳	10,321,000円	55歳	11,396,000円
定 年	60歳	11,886,000円	60歳	12,483,000円	60歳	13,429,000円

資料出所:東京都産業労働局「中小企業の賃金・退職金事情」(平成16年) <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/>
勤続年数5年～30年の平均退職金は、退職理由が「自己都合」の場合、年齢55歳、60歳の平均退職金は、退職理由が「会社都合」の場合。

退職金規程

退職金支給に関わる規程をしっかりとっておきましょう

退職金規程(例) 中退共制度だけで実施する場合

- 第1条 従業員が退職したときは、この規程により退職金を支給する。
- 2 前項の退職金の支給は、会社が各従業員について独立行政法人労働者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部(以下「機構・中退共」という。)との間に退職金共済契約を締結することによって行うものとする。
- 第2条 新たに雇い入れた従業員については、試用期間を経過し、本採用となった月に機構・中退共と退職金共済契約を締結する。
- 第3条 退職金共済契約の掛金月額は、別表のとおりとし、毎年〇月に調整する。
- 第4条 休職期間および業務上の負傷又は疾病以外の理由による欠勤がその月の所定労働日数の2分の1を超えた期間は、機構・中退共の掛金納付を停止する。
- 第5条 退職金の額は、掛金月額と掛金納付月数に就いて中小企業退職金共済法に定められた額とする。
- 第6条 従業員が懲戒解雇をされた場合には、機構・中退共に退職金の減額を申し出ることができる。
- 第7条 退職金は、従業員(従業員が死亡したときはその遺族)に交付する退職金共済手帳により、機構・中退共から支給を受けるものとする。
- 2 従業員が退職又は死亡したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、本人又はその遺族が退職又は死亡後速やかに機構・中退共に対して退職金を請求できるよう、本人の退職又は死亡後遅滞なく退職金共済手帳を本人又はその遺族に交付する。
- 第8条 この規程は、関係諸法規の改正及び社会事情の変化などにより必要がある場合には、従業員代表と協議のうえ改定することができる。
- 〈附則〉
- 第1条 この規程は、〇年〇月〇日から実施する。
- 第2条 この規程の実施前から在籍している従業員については、勤続年数に応じ過去勤務期間の通算申出を機構・中退共に行うものとする。

別表(例)／賃金を基準

基本給月額	掛金月額
～16万円未満	8,000円
16～20万円未満	10,000円
20～24万円未満	12,000円
24～28万円未満	14,000円
28～32万円未満	16,000円
32～36万円未満	18,000円
36～40万円未満	20,000円
40万円以上	22,000円

別表(例)／役職を基準

役 職	掛金月額
一 般 社 員	5,000円
主 任	8,000円
係 長	12,000円
課 長 補 佐	18,000円
課 長	24,000円
部 長	30,000円

退職金規程(例) 退職金額を定めて実施する場合

- 第1条 従業員が1年以上勤続して退職したときは、この規程により退職金を支給する。
- 第2条 退職金は、従業員の退職時の基本給月額に、別表第1に定める勤続年数に応じた支給率を乗じて得た額とする。
- 第3条 会社都合(業務上の傷病を含む)又は10年以上勤続して定年に達したことにより退職した場合には、前条の規定によって算出した額の3割以内を増額支給する。
- 第4条 この規程による退職金の支給を確実にするために、会社は、従業員を被共済者として独立行政法人労働者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部(以下「機構・中退共」という。)と退職金共済契約を締結する。
- 第5条 新たに雇い入れた従業員については、試用期間を経過し、本採用となった月に機構・中退共と退職金共済契約を締結する。
- 第6条 退職金共済契約の掛金月額は、別表第2のとおりとし、毎年〇月に調整する。
- 第7条 休職期間および業務上の負傷又は疾病以外の理由による欠勤がその月の所定労働日数の2分の1を超えた期間は、機構・中退共の掛金納付を停止する。
- 第8条 機構・中退共から支給される退職金の額が第2条および第3条の規定によって算出された額より少ないときは、その差額を会社が直接支給し、機構・中退共から支給される額が多いときは、その額を退職金の額とする。
- 第9条 従業員が懲戒解雇をされた場合には、退職金を減額することができる。この場合、機構・中退共から支給される退職金については、その減額を申し出ることができる。
- 第10条 第2条および第3条の勤続年数の計算は、雇い入れた月から退職発令の月までとし、1年に満たない端数は、5か月以下は切り捨て、6か月以上は1年とする。
- 2 休職期間および業務上の負傷又は疾病以外の理由による欠勤が6か月を超えた期間は、勤続年数に算入しない。
- 第11条 機構・中退共から支給される退職金は、従業員(従業員が死亡したときはその遺族)に交付する退職金共済手帳により、支給を受けるものとする。
- 2 従業員が退職又は死亡したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、本人又はその遺族が退職又は死亡後速やかに機構・中退共に対して退職金を請求できるよう、本人の退職又は死亡後遅滞なく退職金共済手帳を本人又はその遺族に交付する。
- 3 第8条の規定により、差額を会社が支給する場合は、やむを得ない理由がある場合を除き、本人又はその遺族が退職又は死亡後速やかに、本人又はその遺族にその差額を支給する。
- 第12条 この規程は、関係諸法規の改正及び社会事情の変化などにより必要がある場合には、従業員代表と協議のうえ改定することができる。
- 〈附則〉
- 第1条 この規程は、〇年〇月〇日から実施する。
- 第2条 この規程の実施前から在籍している従業員については、勤続年数に応じ過去勤務期間の通算申出を機構・中退共に行うものとする。

別表第1／退職金支給率(例)

勤続年数	支給率	勤続年数	支給率
1年	0.3	21年	16.5
2年	0.7	22年	17.5
3年	1.5	23年	18.5
4年	2.0	24年	19.5
5年	2.5	25年	20.5
6年	3.0	26年	21.6
7年	3.5	27年	22.7
8年	4.0	28年	23.8
9年	4.5	29年	24.9
10年	5.5	30年	26.0
11年	6.5	31年	27.0
12年	7.5	32年	28.0
13年	8.5	33年	29.0
14年	9.5	34年	30.0
15年	10.5	35年	31.0
16年	11.5	36年	32.0
17年	12.5	37年	33.0
18年	13.5	38年	34.0
19年	14.5	39年	35.0
20年	15.5	40年	36.0

(注) 40年を超える年数1年を増すごとに1.0%を加える

別表第2(例)／勤続年数を基準

勤続年数	掛金月額
～2年未満	5,000円
2～5年未満	8,000円
5～10年未満	12,000円
10～15年未満	18,000円
15～20年未満	24,000円
20年以上	30,000円

別表第2(例)／定額方法

掛金月額	20,000円
------	---------



中退共制度についてのご相談は各相談コーナーへ



ホームページをご覧ください

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp>

相談コーナーへお気軽にお問い合わせください

札幌

〒060-0001 札幌市中央区北1条西3-3
(札幌MNビル6F)
TEL:011-241-0351 FAX:011-241-0369

名古屋

〒456-0018 名古屋市熱田区新尾頭2-2-33
(商工中金熱田支店ビル3F)
TEL:052-681-8951 FAX:052-681-8747

仙台

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-5-15
(日本生命仙台勾当台南ビル3F)
TEL:022-263-8651 FAX:022-263-8653

大阪

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-7-13
(商工中金阿波座ビル7F)
TEL:06-6536-1851 FAX:06-6536-1850

東京

〒105-8077 東京都港区芝公園1-7-6
(退職金機構ビル1F)
TEL:03-3436-4351 FAX:03-3433-4078

広島

〒730-0025 広島市中区東平塚町1-14
(大興平塚ビル9F)
TEL:082-240-7151 FAX:082-240-7153

富山

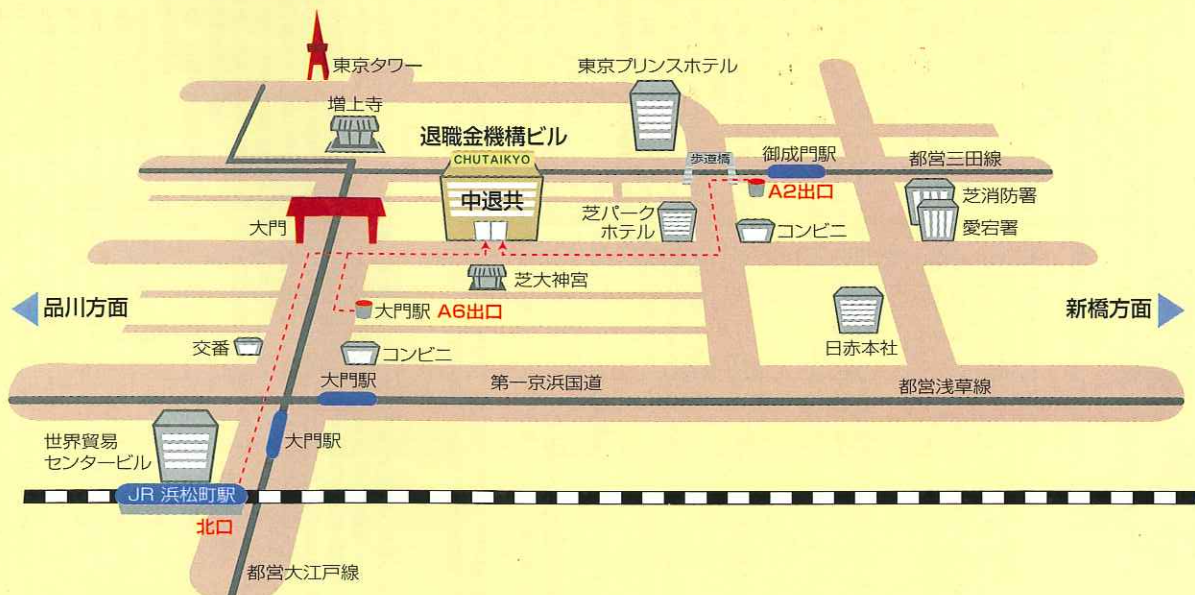
〒930-0857 富山市奥田新町8-1
(ポルファートとやま6F)
TEL:076-444-5851 FAX:076-444-3593

福岡

〒812-0054 福岡市東区馬出1-13-10
(福岡県不動産会館2F)
TEL:092-631-2551 FAX:092-651-6282

中退共・案内図

〒105-8077 東京都港区芝公園1-7-6 退職金機構ビル TEL:03-3436-0151(代表) FAX:03-3436-0400



都営地下鉄、浅草線・大江戸線:大門駅 A6出口 徒歩3分
都営地下鉄、三田線 :御成門駅 A2出口 徒歩5分
JR、山手線・京浜東北線・東京モノレール線:浜松町駅 北口 徒歩7分